

香陵住販株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、香陵住販株式会社と称し、英文では Koryojyuhan Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産売買及び賃貸借及び交換
2. 前号の仲介及びあっ旋及び管理
3. 建設業
4. 損害保険代理業
5. 不動産の鑑定評価
6. 再生可能エネルギー事業
7. 一般不動産投資顧問業
8. コインパーキング等駐車場の管理及び運営に関する事業
9. コインランドリーの管理及び運営に関する事業
10. 建築設計および企画コンサルタント業務
11. 不動産特定共同事業法に基づく事業
12. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
13. 太陽光発電設備の売買及び賃貸借並びに仲介
14. コインパーキング等駐車場の設備の売買及び賃貸借並びに仲介
15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は3,952,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利。
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 1 1 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 1 2 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 1 3 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会はある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集し議長となる。但し、社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 代表取締役は、社長とする。

(業務執行)

第24条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。但し、社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の5日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(補欠監査役の選任)

第35条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株

主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間)

第36条 前条第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

- 2 特定の監査役（以下「被補欠監査役」という。）について前項の決議をしたときは、前項の期間は、被補欠監査役の任期のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会の決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額

を限度として免除することができる。

- 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役の報酬等)

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年10月1日から、翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

当社の定款と相違ありません。

2023 年 3 月 22 日

茨城県水戸市南町二丁目4番33号

香陵住販株式会社

代表取締役 薄 井 宗 明